第28回石巻市農業委員会定例総会会議録令和2年10月28日

石 巻 市 農 業 委 員 会

第28回石巻市農業委員会定例総会会議録

日 時 令和2年10月28日 午後 1時~

場 所 石巻市河北総合支所 3階 会議室

議 事 開 会

挨 拶

日程第 1 議事録署名委員の指名

日程第 2 報告第 1号 農家相談委員会委員長報告について

報告第 2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第 3号 農地の現状変更届出について

報告第 4号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

日程第 3 議案第 1号 非農地証明交付申請の承認について

日程第 4 議案第 2号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第 5 議案第 3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第 6 議案第 4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第 7 議案第 5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

日程第 8 議案第 6号 荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について

閉 会

出席委員(18名)

1番	安	部	秀	逸	委員	2番	佐	藤	克	美	委員
3番	三	浦	豊	志	委員	4番	後	藤	久	_	委員
5番	佐	藤	健	悦	委員	6番	狩	野	利 -	一郎	委員
7番	三	浦	孝	_	委員	8番	佐人	マ 木		洋	委員
9番	伏	見	晃	也	委員	10番	大	森	香	織	委員
11番	後	藤	嘉	伸	委員	13番	髙	城	邦	秀	委員
14番	髙	橋	千十	恵力	委員	15番	今	野	勝	夫	委員
16番	遠	藤	章	_	委員	17番	色	Ш	恭	子	委員
18番	遠	藤	和	祥	委員	19番	大	橋	邦	雄	委員

欠席委員(1名)

12番 髙 橋 良 一 委員

出席農地利用最適化推進委員(18名)

20番	Щ	田	信	悦	委員	21番	冏	部		勝	委員
22番	木	村	和	広	委員	23番	渥	美	浩	晃	委員
24番	武	Щ	礼	\equiv	委員	25番	三	浦	和	惠	委員
27番	山	П	修	_	委員	28番	加	納	憲	夫	委員
29番	佐々	木	勝	行	委員	30番	佐	藤	晴	夫	委員
31番	渡	邊	孝	彦	委員	32番	髙	橋	信	_	委員
33番	佐	藤		均	委員	34番	相	澤	逸	夫	委員
35番	勝	又		功	委員	37番	西	條	健	_	委員
38番	冏	部	正	展	委員	39番	西	條		勲	委員

欠席農地利用最適化推進委員(1名)

36番 榊 田 有 司 委員

事務局職員出席

芳 光 事務局次長 勝又 忠 雄 事 務 局 長 西城 齋 藤 敏 幸 主 幹 阿部 秀 紀 主 査 村 上 浩 則 主 保 理 裕宣主任主事 菅 井 泰弘主任主事 山 本 万 里 主 任 主 事

○勝又忠雄事務局長 ただいまから第28回石巻市農業委員会定例総会を開会いたします。

◎挨拶

- ○勝又忠雄事務局長 総会開会に当たりまして、大橋会長からご挨拶を申し上げます。
- ○大橋邦雄会長 一 挨 拶 一
- ○勝又忠雄事務局長 次に、総会の議長につきましては、石巻市農業委員会総会会議規則第7条第1項の規定によりまして会長が議長を務めることに定められておりますので、会長に議事を進めていただきます。

それでは、大橋会長、よろしくお願いいたします。

午後1時05分 開会

○議長(大橋邦雄会長) それでは、石巻市農業委員会総会会議規則第7条第1項の規定により議長を務めさせていただきます。

会議に入ります。ただいまの出席農業委員は18名、推進委員は18名であります。髙橋良一農業委員、 榊田有司農地利用最適化推進委員からは欠席の報告がありました。定足数に達しておりますから、会 議は成立いたしました。

それでは、お手元に配付しております議事日程に従い進めてまいります。

◎議事録署名委員の指名

○議長(大橋邦雄会長) それでは、議事に入ります。

初めに、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

石巻市農業委員会総会会議規則第21条第2項に規定する議事録署名委員でありますが、議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(大橋邦雄会長) 異議なしの声がありますので、本日の議事録署名委員は議席番号1番安部 秀逸委員、2番佐藤克美委員にお願いをいたします。

次に、委員の皆様にお願いがございます。質疑がある方は、挙手の上、発言をお願いします。なお、 農業委員の皆様は、議席番号とお名前をお願いいたします。また、農地利用最適化推進委員の皆様は、 区域名とお名前をお願いいたします。

◎報告第1号~報告第4号

○議長(大橋邦雄会長) それでは、報告事項に入ります。

日程第2、報告第1号 農家相談委員会委員長報告についてを議題といたします。

農家相談委員会、三浦孝一委員長より報告をお願いいたします。

○三浦孝一農家相談委員長 それでは、ご報告いたします。

去る10月16日金曜日、午後1時30分から午後1時40分まで、河北総合支所会議室におきまして、農 家相談委員会を開催いたしましたが、新規就農に係る資格審査の案件はございませんでした。

以上で報告を終わります。

○議長(大橋邦雄会長) ただいま農家相談委員会委員長より、新規就農に関する相談はない旨の報告がありましたので、報告第1号を終了いたします。

次に、同じく日程第2、報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知についてから報告第4号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出についてまでを一括して上程したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(大橋邦雄会長) なしの声がございますので、一括して上程いたします。 議案書は2ページから7ページになります。事務局より報告願います。

○村上浩則主幹 報告第2号を説明いたしますので、議案書2ページから3ページを御覧ください。 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について報告いたします。今月の受理件数は5件で、解約の理由は耕作者変更のためが2件、借人の都合のためが1件、農用地利用集積計画による売買のためが2件です。

次に、報告第3号を説明いたしますので、議案書4ページを御覧ください。報告第3号 農地の現 状変更届出について報告いたします。今月の受理件数は2件で、田から畑にするため0.5から0.9mの 盛土をし、豆類、果樹を作付するものです。なお、番号2番については、管理等を農作業受委託によ り親戚の農家の方に依頼するものです。

次に、報告第4号を説明いたしますので、議案書7ページを御覧ください。報告第4号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について報告いたします。今月の受理件数は2件で、事業所敷地とするものが1件、仮設工事事務所とするものが1件です。

以上でございます。

○議長(大橋邦雄会長) ただいま事務局から報告がありました報告第2号から報告第4号に対しまして、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大橋邦雄会長) なしの声がございますので、報告第2号から報告第4号までを終了いたします。

◎議案第1号

○議長(大橋邦雄会長) 次に、日程第3、議案第1号 非農地証明交付申請の承認についてを議題 といたします。

議案書は8ページから17ページになります。事務局より議案の内容について説明願います。

○菅井泰弘主任主事 議案第1号 非農地証明交付申請の承認についてご説明いたします。

番号1番、申請地は、都市計画区域外の農用地区域外にある土地で、登記は畑、現況は山林となっております。病気により身体が不自由となったため耕作できなくなり、山林化したものです。農地に復元するための物理的条件整備が著しく困難な土地であります。

番号2番、申請地は、市街化区域内の農振区域外にある土地で、登記は田、現況は公衆用道路とな

っております。平成元年より公衆用道路として使用していることが当時の航空写真、私道等整備補助 金交付決定通知書などから確認できます。非農地となってから20年以上経過した土地であります。

番号3番、申請地は、市街化調整区域内の農振区域外にある土地で、登記は畑、現況は原野となっております。高齢化に伴い耕作が困難となり、原野化したものです。農地に復元するための物理的条件整備が著しく困難な土地であります。

番号4番、申請地は、都市計画区域外の農用地区域外にある土地で、登記は畑、現況は宅地となっております。平成11年に土地を購入した時点で、既に建物が建っていた土地であります。非農地となってから20年以上経過した土地であります。

番号5番、申請地は、都市計画区域外の農振区域外にある土地で、登記は田、現況は原野となって おります。東日本大震災の影響で転居し、耕作できなくなり原野化したものであります。農地に復元 するための物理的条件整備が著しく困難な土地であります。

番号6番、申請地は、都市計画区域外の農振区域外にある土地で、登記は田、現況は原野となって おります。東日本大震災の影響で転居し、耕作できなくなり原野化したものです。農地に復元するた めの物理的条件整備が著しく困難な土地であります。

番号7番、申請地は、都市計画区域外の農用地区域外にある土地で、登記は田、現況は山林となっております。高齢化に伴い耕作が困難となり、山林化したものです。農地に復元するための物理的条件整備が著しく困難な土地であります。

番号8番、申請地は、都市計画区域外の農用地区域外にある土地で、登記は田、現況は原野となっております。東日本大震災の影響で転居し、耕作できなくなり原野化したものであります。農地に復元するための物理的条件整備が著しく困難な土地であります。

番号9番、申請地は、市街化調整区域内の農振区域外にある土地で、登記は畑、現況は雑種地となっております。昭和50年頃より酪農のため牛舎、堆肥置場、通路等として利用していました。平成10年頃に廃業したため、雑種地となったものです。農地に復元するための物理的条件整備が著しく困難な土地であります。

以上の説明となります。

- ○議長(大橋邦雄会長) 次に、農地調査委員会による現地調査の結果について、農地調査委員会、 伏見晃也委員長より報告をお願いいたします。
- ○伏見晃也農地調査委員長 それでは、議案第1号 非農地証明交付申請の承認についてご報告申し上げます。

10月19日に開催いたしました農地調査委員会におきまして、事務局より説明を受け、現地調査等を 行いました。申請書の内容を審議した結果、今後とも農地として利用される可能性はなく、非農地と して証明することにつきましてはやむを得ないものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(大橋邦雄会長) ただいま事務局説明及び農地調査委員会委員長から現地調査結果について 報告がありましたが、本案についてご意見、ご質問ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(大橋邦雄会長) なしの声がございますので、採決いたします。

本案9件について、願い出のとおり非農地である旨の証明書を交付することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(大橋邦雄会長) ご異議なしと認め、本案9件について願い出のとおり証明書を交付することに決しました。

◎議案第2号

○議長(大橋邦雄会長) 次に、日程第4、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

議案書は18ページから19ページになります。事務局より議案の内容について説明願います。

○保理裕宣主任主事 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。 番号1番は、譲渡人の経営規模縮小による売買であります。申請地は、田2筆、合計面積351㎡であります。

番号2番は、譲渡人の耕作困難による売買であります。申請地は、田2筆、合計面積1,179㎡であります。

番号3番は、譲渡人の労働力不足等による売買であります。申請地は、田11筆、合計面積4,543㎡であります。

書類審査及び現地調査をした結果、番号1番から番号3番につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

説明は以上となります。

- ○議長(大橋邦雄会長) ただいまの事務局説明に関連いたしまして、農家相談委員会による事前審査の結果について、農家相談委員会、三浦孝一委員長より報告をお願いいたします。
- ○三浦孝一農家相談委員長 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についての事前審査結果についてご報告いたします。

去る10月16日に開催いたしました農家相談委員会におきまして、農地法第3条の規定による許可申請について事前審査を行いました。10月の案件は、売買による所有権移転3件の申請がありました。このため、農地法第3条の許可要件につきまして、申請書類及び10月12日に各地区の農業委員並びに事務局職員により実施いたしました農地調査報告書などに基づき審査した結果、いずれも適正なものと判断をいたしました。

以上、報告申し上げます。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長(大橋邦雄会長) ただいまの事務局説明及び農家相談委員会委員長から報告がありましたが、 本案についてご意見、ご質問ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(大橋邦雄会長) なしの声がございますので、採決いたします。

本案3件について、願い出のとおり許可を与えることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(大橋邦雄会長) ご異議なしと認め、本案3件について願い出のとおり許可を与えることに 決しました。

◎議案第3号

○議長(大橋邦雄会長) 次に、日程第5、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請 に対する意見についてを議題といたします。

議案書は20ページから21ページになります。事務局より議案の内容について説明願います。

○阿部秀紀主査 議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてご説明いたします。事務局からは、判断基準となります農地区分等についてご説明いたします。

番号1番、転用目的は、資材置場として自己転用するものです。農地区分は、小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。なお、既に利用されていることから、始末書が提出されております。

以上の説明となります。

- ○議長(大橋邦雄会長) ただいまの事務局説明に関連いたしまして、農地調査委員会、伏見晃也委員長より現地調査並びに許可基準に基づいた検討結果について報告をお願いいたします。
- ○伏見晃也農地調査委員長 それでは、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてご報告申し上げます。

10月19日に開催いたしました農地調査委員会におきまして、事務局から説明を受け、現地調査を行いました。現地調査を踏まえ、許可基準に基づいて申請書及び始末書の内容を審議した結果、申請案件について許可相当なものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(大橋邦雄会長) ただいま事務局説明及び農地調査委員会委員長から報告がありましたが、 本案についてご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大橋邦雄会長) なしの声がございますので、採決いたします。

本案について、原案のとおり許可相当の意見を付して宮城県に進達することにご異議ございません

か。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(大橋邦雄会長) ご異議なしと認め、本案について許可相当の意見を付して宮城県に進達することに決しました。

◎議案第4号

○議長(大橋邦雄会長) 次に、日程第6、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請 に対する意見についてを議題といたします。

議案書は22ページから31ページになります。事務局より議案の内容について説明願います。

○阿部秀紀主査 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてご説明いたします。事務局からは、判断基準となります農地区分等についてご説明いたします。

番号1番、転用目的は、駐車場、農機具置場として所有権を移転するものです。農地区分は、小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

番号2番、転用目的は、太陽光発電施設として地上権を設定するものです。農地区分は、小集団の 生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

番号3番、転用目的は、太陽光発電施設として地上権を設定するものです。農地区分は、小集団の 生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

番号4番、転用目的は、太陽光発電施設として地上権を設定するものです。農地区分は、小集団の 生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

番号5番、転用目的は、太陽光発電施設として地上権を設定するものです。農地区分は、小集団の 生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

番号6番、転用目的は、太陽光発電施設として地上権を設定するものです。農地区分は、接している道路に水管、下水管が埋設されており、500m以内に教育施設と医療施設があることから、第3種農地と判断されます。

番号7番、転用目的は現場事務所、駐車場、資財置場、残土置場として賃借権を決定し、一時転用するものです。農地区分は、小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。なお、既に利用されていることから、始末書が提出されております。

以上の説明となります。

- ○議長(大橋邦雄会長) ただいまの事務局説明に関連いたしまして、農地調査委員会、伏見晃也委員長より現地調査並びに許可基準に基づいた検討結果について報告をお願いいたします。
- ○伏見晃也農地調査委員長 それでは、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてご報告申し上げます。

10月19日に開催いたしました農地調査委員会におきまして、事務局から説明を受け、現地調査等を

行いました。現地調査を踏まえ、許可基準に基づいて申請書及び始末書の内容を審議した結果、申請 案件について許可相当なものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(大橋邦雄会長) ただいま事務局説明及び農地調査委員会委員長から報告がありました。現地調査結果についての中に農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限に該当する案件がありますので、先にこの案件から審議したいと思いますが、これにつきましてご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(大橋邦雄会長) ご異議なしと認め、初めに議案書の本案2番について議題といたします。 議案書は22ページになります。

議席番号 番 委員は退席願います。

(番 委員 退場)

○議長(大橋邦雄会長) 本案番号2番についてご意見、ご質問はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(大橋邦雄会長) なしの声がございますので、採決いたします。

本案番号2番については、原案のとおり許可相当の意見を付して宮城県に進達することにご異議ご ざいませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(大橋邦雄会長) ご異議なしと認め、本案番号2番については、原案のとおり許可相当の意見を付して宮城県に進達することに決しました。

議席番号番番の委員は入場願います。

(番 委員 入場)

○議長(大橋邦雄会長) 議席番号 番 委員に申し上げます。本案番号2番については、原 案のとおり許可相当の意見を付して宮城県に進達することに決しましたので、ご報告いたします。

次に、ただいま承認いただきました本案番号2番を除く、残りの番号1番及び3番から7番についてご意見、ご質問ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(大橋邦雄会長) なしの声がございますので、採決いたします。

本案 6 件について、原案のとおり許可相当の意見を付して宮城県に進達することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(大橋邦雄会長) ご異議なしと認め、本案6件について、許可相当の意見を付して宮城県に 進達することに決しました。

◎議案第5号

○議長(大橋邦雄会長) 次に、日程第7、議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。

議案書は32ページから37ページになります。事務局より議案の内容について説明願います。

○齋藤敏幸主幹 議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について ご説明いたします。

別添、令和2年度農用地等利用集積計画一覧表を基にご説明させていただきます。

今月の受付件数は、利用権設定 4 件、32筆、約3.6ha、所有権移転 5 件、9 筆、約0.6ha、合計 9 件、 41筆、約4.2haでございます。

利用権設定4件で、番号1番、宮城県農地中間管理機構が中間管理権を取得するための案件、番号 2番から番号4番、貸手から認定農業者に直接農地集積を図る案件です。

貸借期間、4年2か月から10年。

10 a 当たりの賃借料、金銭によるもの、田、1万1,000円から2万円、畑、1万2,000円となっております。

所有権移転5件で、認定農業者への所有権移転であり、10 a 当たりの単価25万円から110万円での売買となっております。

説明は以上となります。

- ○議長(大橋邦雄会長) ただいまの事務局説明に関連いたしまして、農地調査委員会、伏見晃也委員長より検討結果について報告をお願いいたします。
- ○伏見晃也農地調査委員長 それでは、議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集 積計画の承認についてご報告申し上げます。

10月19日に開催いたしました農地調査委員会におきまして、農業経営基盤強化促進法に基づき申出のありました農用地利用集積計画について検討いたしました。

利用権の設定を受ける者及び所有権の移転を受ける者は、いずれも耕作に必要な労働力、農機具等が備わっている認定農業者等と農地中間管理機構であります。

検討した結果、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、利用権設 定の4件及び所有権移転の5件について異議がないことを確認いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(大橋邦雄会長) 初めに、利用権設定について審議いたします。議案書は32ページから35ページになります。ご意見、ご質問ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(大橋邦雄会長) なしの声がございますので、採決いたします。

本案利用権設定4件について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(大橋邦雄会長) ご異議なしと認め、本案利用権設定4件に係る農用地利用集積計画について、原案のとおり承認することに決しました。

続いて、所有権移転について審議いたします。議案書は36ページから37ページになります。ご意見、 ご質問ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(大橋邦雄会長) なしの声がございますので、採決いたします。

本案所有権移転5件について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(大橋邦雄会長) ご異議なしと認め、本案所有権移転5件に係る農用地利用集積計画について、原案のとおり承認することに決しました。

◎議案第6号

○議長(大橋邦雄会長) 次に、日程第8、議案第6号 荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断についてを議題といたします。

議案書は38ページから85ページになります。事務局より議案の内容について説明願います。

〇山本万里主任主事 議案第6号 荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断についてご説明いたします。

本案は、農地法の運用についての第4に基づき、農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか 否かについて判断を求めるものであります。

今回提案する572件は、昨年度までの農地利用状況調査(荒廃農地調査)の結果により、荒廃農地の調査分類B(再生利用が困難と見込まれる農地)に判定される河南地区及び先月再調査の対象として保留しておりました河北地区の農地です。

判断を求めるに当たり、農地調査委員会において航空写真による確認を実施しました。その結果、河南地区、田82筆、7万539㎡、畑471筆、22万9,348.14㎡、合計553筆、36万9,887.14㎡、河北地区、畑19筆、1万5,763㎡について、山林原野化し、農地に復元するための物理的条件整備が著しく困難なもの、また周囲の状況から見て、その土地を復元しても継続して利用することができないと見込まれることから、農地には該当しないと思慮するものであります。

また、今回非農地と判断されたものについては、その所有者、県、市及び法務局に対して、対象地は農地に該当しない旨を通知し、登記地目の変更を促すとともに、対象地を農地台帳から削除することになります。

なお、議案提出に当たり、本来であれば位置図を添付するところでありますが、筆数が多いこと及

び広範囲であることから議案書に添付することができませんでした。確認のための資料として公図を 重ねた航空写真を会場入り口外、あちら側になります。入り口外に用意してございますので、後ほど ご確認いただければと思います。

以上の説明となります。

- ○議長(大橋邦雄会長) ただいまの事務局説明に関連いたしまして、農地調査委員会、伏見晃也委員長から検討結果について報告をお願いいたします。
- ○伏見晃也農地調査委員長 それでは、議案第6号 荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断についてご報告申し上げます。

10月19日に開催いたしました農地調査委員会におきまして、事務局から説明を受け、航空写真による確認を行いました。農地法の運用についての第4の判断基準に基づき審議した結果、非農地とすることが相当なものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(大橋邦雄会長) それでは、議案精査に入ります。

入り口に航空写真を用意しております。議案の精査は5分程度で終えるようによろしくお願いいた します。

[精 查 午後1時37分~午後1時45分]

○議長(大橋邦雄会長) それでは、会議を再開いたします。

事務局説明及び農地調査委員会委員長より検討結果につきまして報告がございましたが、本案につきましてご意見、ご質問ございませんか。

勝又委員。

- ○河南 6 区勝又功委員 ちなみに参考までに聞くのだけれども、これ本人に通知は行くのでしたっけ。 〔「はい」と呼ぶ者あり〕
- ○河南6区勝又功委員 通知をもらった本人が、俺は非農地にするのは嫌だと、何ぼしてもこいつ農地に戻すのだというようなときはどうなるのか。
- ○議長(大橋邦雄会長) 事務局。
- ○山本万里主任主事 たまにいらっしゃるのですけれども、まず航空写真を見ていただくと、皆さん納得するというのが1つなのです。それで、どうしても農地で置きたいという場合には、耕作してくださいというご指導をさせていただくようになります。耕作しているものに関しては農地です、耕作していなければ農地でないというような基準でやっていますというご説明をすると、皆さん納得はいただいております、今のところは。
- ○議長(大橋邦雄会長) 勝又委員、よろしいですか。

- ○河南6区勝又功委員 分かりました。
- ○議長(大橋邦雄会長) 相澤委員。
- ○河南5区相澤逸夫委員 これ見ると死亡している方、それから全然聞いたことない人の名前とかというのもあるのです。結局郵送してやっても戻ってくる。そこら辺は。
- ○議長(大橋邦雄会長) 事務局。
- ○山本万里主任主事 戻ってくる方もいます。一応死亡になっていらっしゃる方は、登記簿のほうを 見まして、固定資産税の義務者の方を追っかけて送るようにはしているのですけれども、それでもな かなかたどり着かなくて戻ってくるのももちろんあります。それに関しては、もう農地からは落とす という方向だけで、それに関しては書類が欲しいとか、確認が後で来た場合には追加で出すことはで きますので、手元に行かないことももちろんあります。
- ○議長(大橋邦雄会長) 相澤委員、よろしいですか。
- ○河南5区相澤逸夫委員 はい。
- ○議長(大橋邦雄会長) そのほかにご意見、ご質問ございませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
- ○議長(大橋邦雄会長) なしの声がございますので、採決いたします。本案572件については、全て非農地と判断することでご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(大橋邦雄会長) ご異議なしと認め、本案572件については全て非農地と判断することと決しました。

◎閉 会

○議長(大橋邦雄会長) 以上で今定例総会に付議された案件は全て審議が終了いたしました。 これをもちまして第28回石巻市農業委員会定例総会に係る議事を終了いたします。

午後1時50分 閉会